

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応の見直しについて

令和4年12月6日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

1 趣旨

これまでの感染拡大を超える感染者数が生じて、季節性インフルエンザと同時流行しても、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、

- ・ **新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持**
- ・ **高齢者等を守ることに重点**を置いて感染防止策を講じる
- ・ **同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備**

という国及び広島県の考え方を踏まえ、感染の拡大をできるだけ抑えるための必要な対策を講じていくこととする。

2 市民及び事業者への呼びかけ

□ 感染防止対策

- ・ これまでの継続的な対策とあわせ、エアロゾル感染に対応した適切、定期的な屋内の換気、こまめな手洗いの徹底
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方を守る行動

□ 感染の不安がある場合（無症状）

- ・ 県のPCRセンターの利用や抗原定性検査キットによるセルフチェック
※ **検査による医療機関のひっ迫を防ぐため、高齢者や基礎疾患のある方等を除いては、県のPCRセンター、抗原定性検査キットを利用**
- ・ 陽性であれば自宅等で療養するとともに療養期間を守り、外出を自粛
- ・ 発熱等の症状がある場合
 - ・ 軽症であっても出勤や登校、登園を含め、外出、移動の自粛
 - ・ 子ども、高齢者等重症化リスクの高い方は、状況に応じてかかりつけ医で対応
 - ・ 事業者は、職場、店舗等における業種別ガイドラインを実践し、感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状のある従業員の出勤を控えることを徹底

□ 飲食

- ・ 県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」店の利用を推奨

□ 季節性インフルとの同時流行等への備え

- ・ 抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬等の備蓄

3 市の施設における感染防止対策と市主催イベントの取扱い

これまでどおり「広島県におけるイベントの開催条件について」や県対処方針を遵守し、感染防止対策を徹底（市が管理する施設については、屋外・屋内を問わず、業種別のガイドラインを遵守し、施設毎に感染防止対策を徹底した上で運営）

4 ワクチン接種の推進

重症化を予防し、医療のひっ迫を防ぐ有効な手段として、若年層を含めた更なる接種率の向上に向けた取り組みを推進